

立山町商工業振興資金利子補給金 交付申請の手引き

この制度は、企業の近代化を図り設備の取得・改善を行うために融資を受けた町内事業者に対し、利子補給金を交付するものです。

1. 交付対象者（主な条件）

- ・町内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ・町税を滞納していないこと（法人においては、その代表者を含む。）。
- ・当該融資に対して、本補給金と同等の制度による財政的支援を受けておらず、今後も受ける見込みがないこと。

2. 対象となる融資

区分	内 容
融 資 額	30万円以上
資 金 使 途	設備資金（ただし、賃貸物件の改修資金等、当該設備そのものを商品として売上を得る場合を除く）
対 象 金 融 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫富山支店 ・商工組合中央金庫富山支店 ・北陸銀行立山支店 ・富山第一銀行立山支店 ・富山銀行立山支店 ・富山信用金庫立山支店 ・アルプス農業協同組合たてやま支店

3. 利子補給額等

区分	内 容
交付対象期間	当該融資の実行日から2年間
利 子 補 給 額	前年度1月1日から当該年度12月31日までの間に金融機関へ支払った約定利子×2.0%（融資利率が2.0%未満の場合は、その利率÷融資利率）
限 度 額	20万円（1事業者1件につき）
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の返済計画からの遅延によって生じた利子の増額分は対象外。 ・上記の算定方法による利子補給金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4. 申請方法

区分	内容
申請期限	<u>毎年2月末日まで</u>
提出書類	<p>立山町商工業振興資金利子補給金交付申請書（様式第1号） 【添付書類】</p> <p>①設備資金借入証明書 ②導入設備が分かる書類（カタログ、平面図、見積書、契約書等） ③返済予定表の写し ④当該資金に係る利子の支払い状況が分かる書類（通帳等の写し） ⑤営業実態が分かる書類（最新の履歴事項全部証明書又は確定申告書の写し） ⑥その他町長が必要と認める書類</p> <p>※①、②は初回申請時のみ</p>
提出先	<p>立山舟橋商工会 〒930-0221 立山町前沢 2469 電話：076-463-1221（平日午前9時～午後5時）</p>
備考	<p>利子補給額は1月1日～12月31日までに支払った利子額を対象としているため、下記のとおり分けて申請してください。</p> <p>1年目（新規）：借入日～同年12月31日までに支払った利子分 2年目（継続）：翌年1月1日～12月31日までに支払った利子分 3年目（継続）：翌々年1月1日～借入日から2年後の日までに支払った利子分</p> <p>（例）令和5年6月1日借入の場合 令和6年2月末申請：令和5年6月1日～令和5年12月31日までに支払った利子分 令和7年2月末申請：令和6年1月1日～令和6年12月31日までに支払った利子分 令和8年2月末申請：令和7年1月1日～令和7年5月31日までに支払った利子分</p>

5. お問合せ先

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440
 立山町 商工観光課 商工労働係（立山町役場2階）
 電話：076-462-9970（平日午前8時30分～午後5時15分）